教職員の業務負担軽減に関する項目

　代替講師の充足状況については、府立学校長を通じて毎月把握している。

　教員が産育休や病気休暇などを取得した場合に代替講師が見つかりにくい状況があることは認識しており、府教育庁としては、速やかに代替講師を配置できるよう府立学校長と連携・協力して、講師の確保に努めている。

　また、代替講師となる人材確保のためには、講師登録者を増やすことが必要であると考えており、大学訪問の実施や講師登録説明会の開催など、人材確保の取組みを進めているところ。

　講師欠員については、府立学校長とも連携しながら、できるだけ早く解消できるよう、引き続き人材確保の取組みを進めるなどにより、今後とも努力していく。

病気休職に関する項目

　職員の分限に関する条例第９条第２項に「職員を休職する場合においては、医師二人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。」とある。

　また、平成24年２月１日付け教委職人第2972号「病気休職者の休職・復職事務の取扱いについて（通知）」により、従前の「国公立病院の医師を含めた２名の医師の診断書」を「国公立の病院、国立大学法人及び公立大学法人の附属病院、独立行政法人国立病院機構及び地方独立行政法人公立病院機構の設置する病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の設置する病院、公務員共済組合の設置する病院、医療法第31条に規定された公的医療機関、大学その他の医療従事者の養成に関係する機関の医師を含めた２名の診断書」に変更している。

教職員の労働条件の改善に関する項目

　教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところ。

　自己申告票は、教職員が学校の教育目標等の組織目標を踏まえて自らの取組む目標を主体的に設定し、その目標を達成するために進捗状況及び達成状況を明確化させ、意欲的に取組みを進めるための重要なものと考えている。

　今後とも本システムがより良い制度となるよう、充実・改善を図っていく。

教職員の労働条件の改善に関する項目

　職場における様々なハラスメント行為は、個人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるとともに、職場秩序や業務の遂行を阻害する重大な問題であると認識している。

　府教育庁では、令和２年６月に労働施策総合推進法等の関連改正法が施行され、人事院においてもハラスメント関連の規則制定及び改正が行われたことを踏まえ、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する各指針について改正を行い、令和２年６月30日に府立学校校長・准校長あてに通知した。

　また、今年度の「府立学校に対する指示事項」に職場におけるハラスメントの防止を重点事項として掲げている。

　ハラスメントの相談窓口としては、各学校のほか、教職員人事課、教育センター、府職員総合相談センターに設けている。また、教職員人事課では、ハラスメント相談の専用メールを設置しており、24時間いつでもメールで相談することが可能となっているなど、事案が発生した場合は、指針に基づき関係者のプライバシーに配慮しつつ、相談者に寄り添いながら対応することにしている。

　今後とも、すべての職場でハラスメントのない快適な働きやすい環境づくりに努めていく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　教職員の配置については、いわゆる標準法に基づき、学級数に応じて措置することを基本にするとともに、障がいの重度重複化への対応や、障がいの種別に応じた指導の充実などを図るため、それぞれの学校の状況を踏まえて、教員の加配措置を行っている。

　今後とも、支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していく中で、適正な教員配置に努めていく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　今後の知的障がいのある児童生徒の増加に対しては、令和２年度に策定した「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」に基づき、現在、もと府立西淀川高等学校を活用した知的障がい支援学校の整備や所要の検討を進めており、今後、交野支援学校四條畷校の対応も含め、検討していく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　医療的ケアの実施にあたっては、看護師配置が必要という認識に基づき、必要な支援学校については、各学校の実情に応じて、特別非常勤講師として看護師を配置している。

　臨時技師（看護師）についても、平成28年度から配置を開始している。

　令和元年度からは、国の切れ目ない支援体制整備充実事業補助金を活用した通学支援校内体制整備看護師を学校の状況等に応じて配置し、校内体制の充実に努めている。

　学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行により、学校教育法施行規則に、学校において医療的ケア実施する看護師の名称及び職務内容が規定されたものの、正規の学校職員として、看護師配置を可能とする制度改正は行われておらず、引き続き、制度改正について、国へ要望していく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　寄宿舎指導員の採用については、今後の寄宿舎の運営方針を踏まえ、その可否を判断していく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　教職員の配置については、法令に基づき、各学校の学級数等に応じて配置することを基本としているところであり、栄養教諭については、給食を実施する学校に１人配置としている。

　今後とも、栄養教諭等の定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　栄養教諭・栄養職員に代替措置が必要となった場合には、これまでも、校長・准校長と協力し、代替職員の確保に努めてきたところ。

　また、各市町村教育委員会に対しても、代替職員の紹介を依頼するなど、様々な手立てを講じることで、速やかな代替職員の確保に努めてきたところ。

　栄養教諭・栄養職員の産休代替の引継ぎ期間については、産休の場合は２日間を限度として認めているところ。

　なお、栄養教諭の病休や産休等による臨時的任用教職員については、学校教育法上、栄養教諭に準じる職務を行う職の規定がないことから、臨時的任用の臨時技師（栄養士）を配置することとなる。

　また、妊娠中の栄養教諭に対する職務軽減については、軽減措置期間を妊娠判明時から産休に入るまでとして、非常勤補助員を措置することとしているところ。